

意匠権譲渡契約

I. 意匠権譲渡契約

意匠権の譲渡とは、意匠権の内容の同一性を保ちつつ、その権利の主体を変更することをいいます。単独の意匠権者から複数の譲受人へ譲渡されたり、共有意匠権者の一人が自己の持分を譲受人に譲渡したり、譲渡態様は様々です。

なお、基礎意匠と関連意匠は分離して移転できません（意匠法（以下「法」といいます。22条）。

2. 契約の必要性

当事者、国内外の対象意匠、対価、支払方法、意匠権が無効になった場合のリスクなど権利義務や責任の範囲等を明確にするために、意匠権譲渡契約書を作成します。知的財産権の重要性に鑑みれば、個人の方でも契約書を作成することが多いと考えられます。

また、意匠権の譲渡は意匠原簿に登録されなければその効力を生じません（法61、36条で準用する特許法98条）。しかし、登録に先立ち、譲受人以外の者が対象意匠権を譲り受けて先に登録する危険があります。このようなリスクを避けるために、契約書等において、譲渡人に譲受人以外の第三者への譲渡禁止義務を課し、これに違反した場合の責任を明確にしておくことが重要となります。

3. 契約前の留意点

(1) リスクの確認

譲受人は意匠権の存続期間を確認しておく必要があります。また、係争中であれば、無効となる危険性、訴訟当事者の変更や応訴の負担もありますので、注意が必要です。

(2) 利害関係人による制約

意匠権者は意匠権の全部又は一部（持分）を譲渡することができますが、複数人が意匠権を共有している場合、持分の譲渡や質権の設定をするためには、他の共有者の同意が必要です（法36条で準用する特許法73条）。また、単独の意匠権者が持分を譲渡して一度共有者となると、以後共有である限り、当該意匠について専用実施権を設定し又は通常実施権を許諾するためには、他の共有者の同意が必要です（法36条）。

譲受人はこれらの制約を確認しておく必要があります。

(3) 専用実施権、通常実施権、質権設定等の確認

譲受人は、当該意匠権について専用実施権者、独占的通常実施権者、通常実施権者がいるかどうかを確認しておく必要があります。専用実施権の範囲は意匠権者も実施できないことや（法23条）、通常実施権者の存在により、そのような者がいない場合に比べて製品

を販売等して得ようとした利益が得られなくなる場合があるからです。

専用実施権の有無は意匠原簿で確認することができますが、独占的通常実施権や通常実施権は意匠原簿で確認することができません。通常実施権の許諾に後れる意匠権の譲受人は、通常実施権の存在を前提に当該意匠権を取得しなければなりません（法 28 条 3 項で準用する特許法 99 条）。

4. 契約締結過程における証拠収集

万一紛争になった場合、裁判では、契約書に記載がない事項に関して交渉過程や契約後の事情が考慮される場合があります。そのため、契約の交渉過程が重要なポイントになる場合がありますので、証拠確保の観点から、業務日誌、社内稟議書、相手方とのやりとり等を保管しておくことが肝要です。特に年月日が分かるように証拠化することが重要です。

5. 契約後の留意点

意匠権の移転効果が生じるためには、意匠原簿への登録が必要です（法 61、36 条で準用する特許法 98 条）。通常、譲渡人には登録に協力する義務が発生するものと解されます（民法 560 条、559 条）、明確化の観点から契約条項に加えておくのが安全です。

外国については、各国の法令により異なりますので、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

一方当事者が履行をしない場合は催促をするなど、契約当事者として当然なすべき措置を講じ、それを証拠化しておくことが、紛争になった場合に重要となります。

6. 規定内容

一般的に以下の条項が定められます。

- (1) 目的
- (2) 契約当事者、定義規定
- (3) 対象となる意匠権
- (4) 移転登録手続きおよびその費用、費用負担

移転登録手続きのために譲渡人が譲受人に協力すること、同手続の費用負担者を誰にするかなどを定めます。

- (5) 対価および履行条件
　　価額、対価の支払時期、支払方法等を定めます。
- (6) 譲渡人の義務

譲渡人は譲受人以外の者に対して当該意匠権を譲渡してはならない旨義務を定めます。また、譲受人に移転登録がなされるまでの間に、譲渡人は第三者にライセンスをしてはならない旨や、ライセンスの可否について事前に譲受人と協議する旨の義務を定めます。意匠権の移転完了まで、譲渡人が権利の有効性を維持する義務を定めます。

(7) 譲渡人の意匠製品の製造販売停止

譲渡人が製品を製造販売しないよう明記します。

(8) 意匠権に瑕疵があった場合の責任

意匠権が効力を失った場合の責任について規定します。

(9) 移転前後における意匠製品の欠陥に関する責任

意匠権の移転前と後において、製品から生じた問題をどのように処理するかを定めます。

(10) 契約上の義務に反した場合の責任

契約上の義務違反があった場合、相手方に損害賠償をするのかなど責任を定めます。

(11) 解除に関する事項

解除事由、解除方法、効果等について定めます。

(12) 反社会勢力との取引排除

(13) 協議条項

契約書に記載のない事項や、当事者間で解釈の相違が生じた場合は、相互に誠実に協議をして解決を図る旨を定めた規定です。

(14) 裁判管轄、準拠法

海外の企業等と契約を締結する際は準拠法を定めておきます。相手方の立場が強い場合、第三国を選択する場合もあります。

以 上

お問い合わせ

○契約書レビュー

契約書のレビューも賜ります！お気軽にご相談ください！

<https://www.harakenzo.com/jpn/contact/index.html>

○その他知財関連契約

その他の知財関連契約にご関心のある方はぜひこちらもご参照ください！

https://www.harakenzo.com/jpn/contact_consul/